

# 日本輸血・細胞治療学会認定医 受験申請の手引

平成 30 年 5 月

## 「1」認定医試験 受験予定者のための事務手続きについて

- 試験日：平成 30 年 11 月 24 日(土)の予定です。  
(受験者数が多い場合には、11 月 24 日(土)と 25 日(日)の 2 日間)
- 試験会場：日本赤十字社辰巳ビルです。
- 受験申請書の受付期間：平成 30 年 6 月 1 日(金)～7 月 31 日(火)消印有効  
期限を厳守してください。
- 申請方法：日本輸血・細胞治療学会ホームページ(<http://yuketsu.jstmct.or.jp/>)の上部コンテンツ  
『認定制度』から『日本輸血・細胞治療学会認定医について』の画面に進み、『日本輸血・細胞治  
療学会認定医制度案内』をご参照ください。
- 申請書用紙：上述のホームページの同画面に掲載されている『日本輸血・細胞治療学会認定医申請  
書(様式 1～4)』をご使用下さい。
- 申請書類の送付方：本手引の P. 2「2」受験に関する規約の要旨の(4)申請書類(認定試験受験  
申請用)に“3 部ずつ”と記載されておりますが、①から④(様式 1～4)までを一組として綴じて、  
3 組お送りください。3 名の審査員に 1 組ずつ配布するため、各様式毎に 3 枚重ねることは避け  
て下さい。  
なお⑤～⑦は各 1 枚で結構です。
- 資格審査基準単位：「資格審査基準単位を 50 単位以上取得していること」となっておりますが 70  
単位程度を目途にしてください。100 単位以上申告いただいても審査に影響を与えませんので過  
剰にならないようにご協力下さい。
- 密接に関連する他の学会は下記表に記載の学会です。
- 研修歴：指定施設で 2 年間の研修をやむを得ず受けていない場合は下記問い合わせ先まで E-mail  
でご連絡下さい。
- 問い合わせ先・申請書の送付先：

申請書は必ず書留・宅急便・Letter Pack などでお送り下さい。
-------------------------------------

  
〒113-0033 東京都文京区本郷 2 丁目 14-14 ユニテビル 5 階  
日本輸血・細胞治療学会 認定医制度係  
電話：03-5804-2611 FAX：03-5804-2612 E-mail：info@mail.jstmct.or.jp
- 受験料の振込先：  
郵便振替口座：口座番号 **00100-7-651154** 加入者名 **日本輸血学会認定医制度係**
- 試験の詳細は 10 月初旬に申請書提出者へ文書で連絡いたします。  
申請後、試験を受けなくなった場合は速やかに事務局へ連絡してください。

### 表 密接に関連する他の学会

認定医制度規則第 11 条の 2. 記載の「学会に密接に関連する他の学会」は、以下の学会とする。

(平成 25 年 5 月 15 日、認定医制度審議会申し合わせ)

日本内科学会、	日本小児科学会、	日本皮膚科学会、
日本外科学会、	日本整形外科学会、	日本産科婦人科学会、
日本耳鼻咽喉科学会、	日本泌尿器科学会、	日本脳神経外科学会、
日本医学放射線学会、	日本麻酔科学会、	日本病理学会、
日本臨床検査医学会、	日本救急医学会、	日本形成外科学会
日本移植学会、	日本法医学会、	日本人類遺伝学会、
日本ウイルス学会、	日本自己血輸血学会、	日本造血細胞移植学会、
日本アフェシス学会、		

## 「2」受験に関する規約の要旨

規則に定めるように指定カリキュラムに則り研修を修了してから認定医を申請する場合はこれにあたります。この場合の申請は指定施設の認定医（指導者）による「指定カリキュラム研修修了証明書」が必要となるので、研修開始にあたっては施設の認定医の指導を受けるようにしてください。

- (1) 申請資格：規定の認定医申請資格は下記の1-4のいずれをも満たしているものとします（規則第11条）。
  1. 日本国の医籍登録後7年を経ていること。
  2. 申請時において5年以上継続して本学会々員であること、ただしこのうち2年は本学会に密接に関連する他の学会の会員歴をもって充てることができる。なお、他の学会とは日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会を指す。その他は審議会において審査する。
  3. 指定施設において認定医の指導の下に延べ2年以上研修し、指定カリキュラムを履修していること。
  4. 認定医申請資格審査基準単位を50単位以上取得していること（細則第4条）。
- (2) 試験：試験は審議会試験委員会によって行われ、申請者ごとに別に連絡します。
- (3) 申請手続き：申請には下記の必要書類を整え、手続

き料6万円（申請料1万円、受験料3万円、登録料2万円）を前納してください（細則第5条）。ただし書類審査または試験をパスしなかった場合は受験料と登録料の5万円または登録料の2万円は返却しません。

- (4) 申請書類（認定試験受験申請用）は以下の如くです。（①～④は3部ずつ、2部はコピー可）
  - ① 日本輸血・細胞治療学会認定医申請書（様式1）
  - ② 日本輸血・細胞治療学会認定医学歴・職歴申告書（様式2）
  - ③ 日本輸血・細胞治療学会認定医指定カリキュラム研修修了証明書（様式3）
  - ④ 日本輸血・細胞治療学会認定医申請用業績目録（様式4）
  - ⑤ 認定医申請資格審査基準単位の証明となるもの（論文発表は別刷、学会発表は抄録のコピー）
  - ⑥ 手続き料（6万円）払い込みの受領書のコピー
  - ⑦ 申請書類受書の連絡用ハガキ（切手を貼り、申請者の住所・氏名を記入）

## 「3」受験に関する規約の抜粋

### 日本輸血・細胞治療学会認定医制度規則

（認定医申請の資格と手続き）

第11条 認定医の申請には、次の各項をすべて具備していなければならない。

1. 日本国の医籍登録後7年以上を経ていること。
2. 申請時において原則として5年以上継続して学会々員であること。ただし、このうち2年は学会に密接に関連する他の学会の会員歴をもって充てることができる。
3. 指定施設において、認定医の指導の下に合計2年以上研修し、指定カリキュラムを履修していること。
4. 学術論文、学会発表等の業績発表により、認定医申請の資格審査基準に必要な単位を取得していること。

第12条 認定医の申請には、必要書類を認定医制度事務局に送付し、所定の認定医申請料及び受験料を納付しなければならない。

（申請者の資格審査及び試験）

第13条 審議会は年1回申請書類により申請者の資格審査を行い、必要な条件を満たす者に対して試験を行う。

第14条 審議会は試験結果について合議し、認定医としての適否を審査し、審査結果を学会理事長に報告する。

（認定医の登録）

第15条 学会理事長は審議会の審査結果報告に基づき、適格者を認定医として認定し、「日本輸血・細胞治療学会認定医登録原簿」に登録する。

第16条 認定医資格は登録後発効する。

1. 登録は認定医登録料を納付した者に対してこれを行う。
2. 登録者には登録時に「日本輸血・細胞治療学会認定医認定証」を交付し、その旨を学会誌に発表する。
3. 認定証の有効期間は5年とする。

## 日本輸血・細胞治療学会認定医制度施行細則

(認定医申請の資格審査基準)

第4条 規則第11条に定める認定医申請の資格審査基準として、次の表により50単位以上を取得していなければならない。

認定医申請資格審査基準単位			
	筆頭	共著	備考
原著論文	20	5	輸血医学関連のものに限る
その他の論文	10	3	同上
学会等発表	10	2	同上(抄録記録のあるもの)

(認定医申請の手続き)

第5条 認定医の申請には、原則として次の各項の書類を認定医制度事務局に毎年所定の期日までに提出しなければならない。

1. 認定医申請書
  2. 履修歴申告書
  3. 指定施設の認定または審議会による研修修了証明書
  4. 認定医申請の資格審査基準を満たす業績目録等
- 第6条 認定医の申請には、認定医申請料10,000円および受験料30,000円を納入しなければならない。

(認定医の試験)

第7条 認定医の試験は筆記、口頭、実技試験とする。

(認定医の登録)

第8条 認定医試験合格者は登録料20,000円納入ののち認定医として登録され、認定証の交付を受ける。

## 日本輸血・細胞治療学会認定医制度審議会申し合せ事項

(関連学会)

第1条 規則第11条第2項の「学会に密接に関連する他の学会」とは、日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会を指す。その他の学会についてはその都度審議会において審査する。

(受験申請時の研修暦2年に充当可能な学会)

第9条

認定医制度規則第11条の2に記載されている「学会に密接に関連する他の学会」は、以下の学会とする。

日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、  
日本外科学会、日本整形外科学会、  
日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会、  
日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、  
日本医学放射線学会、日本麻酔科学会、  
日本病理学会、日本臨床検査医学会、  
日本救急医学会、日本形成外科学会  
日本移植学会、日本法医学会、  
日本人類遺伝学会、日本ウイルス学会、  
日本自己血輸血学会、日本造血細胞移植学会、  
日本アフエレンシス学会、

(平成25年5月15日申し合わせ)